

第19回新型コロナウイルス対策本部会議（書面開催）

令和3年10月22日

【決定確認事項】

- ・埼玉県が実施している、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による段階的緩和措置に基づく公共施設の利用時間等の制限を解除する。
- ・ただし、解除後においても、感染防止対策の徹底に努めるものとし、必要に応じて、施設の利用目的を踏まえた収容率や定員を設けるものとする。